

事 務 連 絡

平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県
各保健所設置市
各特別区

} 衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関の医療安全管理等に関する情報の取扱いについて

日頃、医療安全管理業務にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

先般の点滴異物混入事件を受けて、国民から情報提供された際の自治体対応に関する報告書が当該自治体の第三者委員会から公表されたところですが。これによると、医療法による対応の限界は認めながらも、情報提供に関する自治体の対応について厳しい意見が出されています。

医療機関における安全管理等に関する情報は、電子メール、電話、文書等様々な形で地方自治体関係機関に寄せられることと思いますが、国民の生命や健康に支障を生じうるものについては、速やかに、保健所長等の管理責任者に報告し、医療法に基づく立入検査等により事実確認を行う必要があるかについて判断するとともに、医療関係法令にとどまらず、他法令の所管部署と連携するなど適切に対応していただくようよろしく申し上げます。